

パブリックコメント手続実施要項

案 件 の 名 称	第9期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)
パブリックコメント手続実施の目的	令和6年度から3年間の高齢者保健福祉及び介護保険事業に関する施策の方向性などをまとめた「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の素案を公表し、意見を募集します。
実施部局名	箕面市保健医療福祉総合審議会
(問い合わせ先)	健康福祉部 高齢福祉室 高齢福祉グループ (電話:072-727-9505)
パブリックコメントの対象となる資料	第9期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)
参考資料	第9期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)概要版
閲覧方法と閲覧場所	<p>(1) 市ホームページ (https://www.city.minoh.lg.jp/kaigo/keikaku/9ki/publiccomment.html)</p> <p>(2) 健康福祉部 高齢福祉室 (みのおライフプラザ(総合保健福祉センター)1階総合窓口)</p> <p>(3) 市民部 介護・医療・年金室 (箕面市役所 本館1階 医療保険・年金・介護受付窓口)</p> <p>(4) 行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階12番窓口)</p> <p>(5) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所</p> <p>(6) 稲ふれあいセンター、小野原多世代地域交流センター、中央図書館・東図書館・桜ヶ丘図書館・西南図書館・小野原図書館・船場図書館、西南生涯学習センター、みのお市民活動センター、らいとびあ21(萱野中央人権文化センター)</p> <p>※ (2)～(5)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※ (6)は、各施設の開館日、開館時間中 ※点訳した資料は(2)で閲覧できます。</p>
意見等の提出期間	令和5年(2023年)12月25日(月曜日)から令和6年(2024年)1月24日(水曜日)まで(郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	<p>次のうちいずれかの方法で提出してください。</p> <p>(1) 閲覧場所の窓口への提出</p> <p>(2) 郵便による送付(住所:〒562-0014 箕面市萱野5-8-1 健康福祉部 高齢福祉室)</p> <p>(3) ファクシミリによる送付(ファクス番号:072-727-3539)</p> <p>(4) 電子申請システム(LoGoフォーム)による送付</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>※閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p>
意見等を提出できるかた	<p>(1) 本市にお住まいのかた</p> <p>(2) 本市に事務所又は事業所がある事業者</p> <p>(3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた</p> <p>(4) 本市にある学校に在学しているかた</p> <p>(5) 本市に対して納税義務を有しているかた</p> <p>(6) 本市の介護保険被保険者のかた</p> <p>(7) 上記(6)に該当するかたの家族</p> <p>(8) 上記(1)から(7)に該当するかたで構成された団体</p>
意見等を提出する際の必要記載事項	<p>(1) 意見を提出しようとする素案の名称</p> <p>(2) 氏名及び住所 ただし、上記の「意見等を提出できるかた」のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(3)または(4)に該当するかた: 事業所・学校等の名称・所在地を併記 ・(7)に該当するかた: (6)に該当するかたの氏名・住所を併記 ・(2)または(8)に該当する事業者・団体: 名称及び所在地 <p>(3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表期間:令和6年(2024年)2月を予定 ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
備 考	